

(N8-3) 土木学会西部支部地域貢献事業に係る運営に関する規則

平成22年3月19日 制 定
平成22年6月18日 一部改正
平成25年3月15日 //

(総則)

第1条 この規則は、土木学会西部支部（以下「支部」という。）地域貢献事業規程（以下「規程」という。）第5条に基づき、規程第1条で規定する地域貢献事業の細目について定める。

(地域貢献事業の種別)

第2条 地域貢献事業は、次の3種類を実施する。

- (1) 一般型助成事業：土木学会西部支部地域貢献事業に係る資金に関する規則で定める地域貢献資金のうち果実利用資金の果実及び一般型資金による規程第3条に定める活動への助成。
- (2) 特別型助成事業：地域貢献資金のうち特別型資金による規程第3条に定める活動への助成。
- (3) 指定型助成事業：地域貢献資金のうち指定型資金による規程第3条に定める活動への助成。

(寄附の公募)

第3条 地域貢献事業への寄附については、支部ホームページにより公募する。

(寄附申込時期)

第4条 地域貢献事業への寄附の申し込みは、随時受け付ける。

(寄附申込手続)

第5条 地域貢献事業への寄附をしようとする者（以下「寄附申込者」という。）は、次の各号により申込書を作成し、支部長に提出するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に定める一般型助成事業を対象とする場合は、様式-1を用いる。
- (2) 第2条第1項第2号に定める特別型助成事業を対象とする場合は、様式-2及び別途定める寄附金申込書を用いる。
- (3) 第2条第1項第3号に定める指定型助成事業を対象とする場合は、様式-3を用いる。

(寄附金受入の審査・決定及び通知)

第6条 寄附金受入の可否は、支部幹事会（以下「幹事会」という。）で審査の上、理事会が決定するものとする。

- 2 幹事会は、第1項の結果をすみやかに寄附申込者および支部事務局に通知する。
- 3 第1項に定める審査・決定は、原則として申し込みがあった払込予定日より前に行う。
- 4 支部事務局は、払込を確認後すみやかに、寄附申込者に領収書を発行する。
- 5 幹事会は、寄附申込者から申し出があった場合、申込書の受領書を発行する。

(緊急災害調査)

第7条 幹事会は、規程第3条第1号に規定する事業のうち、支部が「土木学会西部支部災害緊急対応規則」に基づいて実施する緊急対応への支援を行うものとする。

- 2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(地域重点課題に係る調査研究)

第8条 幹事会は、規程第3条第2号に規定する事業のうち、「九州ブロックの社会資本の重点整備方針」（九州地方整備局、九州運輸局、大阪航空局）等に示された地方重点戦略に関連して支部が実施する調査研究への支援を行うものとする。

- 2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(海外との研究交流・連携)

第9条 幹事会は、規程第3条第3号に規定する事業のうち、支部が実施する海外との研究交流・連携のうち海外研修視察団の派遣及び受入への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(講演会、講習会等の開催)

第10条 幹事会は、規程第3条第4号に規定する事業のうち、支部が共催により実施する講演会、講習会、シンポジウム等の行事の開催への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(見学会等の開催)

第11条 幹事会は、規程第3条第5号に規定する事業のうち、支部が実施する一般向け見学会の開催への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(土木に係る人材育成)

第12条 幹事会は、規程第3条第6号に規定する事業のうち、支部が実施する人材育成のうち教育関係者向けの見学会および研修会への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(啓発・広報)

第13条 幹事会は、規程第3条第7号の支援として、支部が実施する土木に関する啓発・広報事業への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(社会貢献)

第14条 幹事会は、規程第3条第8号の支援として、支部が実施する創立記念事業等による社会貢献事業への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(規則の改正)

第15条 この規則は、理事会の承認を得て、改正することができる。

附則（平成22年3月19日 理事会議決） この内規は、平成22年3月19日から施行する。

附則（平成22年6月18日 理事会議決） この内規は、平成22年6月18日から施行する。

附則（平成25年3月15日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成25年3月15日から施行する。

(様式－1)

「土木学会西部支部地域貢献資金」(一般型資金)寄附申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会 西部支部

支部長 殿

土木学会西部支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

記

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予定
---------	---	----	--------------

氏名 _____ 印

住所 〒 _____

電話番号 _____ () _____

F A X _____ () _____

注：振込銀行：〇〇銀行〇〇支店 普通口座0000000
公益社団法人 土木学会 西部支部

(様式－2)

「土木学会西部支部地域貢献資金」(特別型資金)寄附申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会 西部支部
支部長 殿

土木学会西部支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

記

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予定
---------	---	----	--------------

氏名 _____ 印

住所 〒 _____

電話番号 _____ () _____

F A X _____ () _____

注：振込銀行：〇〇銀行〇〇支店 普通口座0000000
公益社団法人 土木学会 西部支部

(様式－3)

「土木学会西部支部地域貢献資金」(指定型資金)寄附申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会 西部支部

支部長 殿

土木学会西部支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

記

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予定
---------	---	----	--------------

なお、この寄附金は〔 〕が行う〕^{注1)}
活動^{注2)}
行事 ()^{注2)}
の助成に活用して頂くようお願い申し上げます。

氏名 _____ 印

住所 〒 _____

電話番号 _____ () _____

F A X _____ () _____

注1) [] 内に記載しない場合 [] 全体に線を引いて抹消して下さい。

注2) いずれか一方を残し、他方は線を引いて抹消して下さい。

注：振込銀行：〇〇銀行〇〇支店 普通口座00000000

公益社団法人 土木学会 西部支部